

一般社団法人

日本リハビリテーション病院・施設協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、リハビリテーション医療の向上と発展を図り、もって社会の医療、介護、福祉の充実に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌及び新刊の編集、発行
- (2) リハビリテーション医療研究大会、職員研究会、講演会の開催
- (3) リハビリテーション医療の普及、啓発、研究及び調査
- (4) 前各号に掲げる事業に付帯する又は関連する事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(会員、入会及び種別)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2. 当法人の会員は、次の4種とし、正会員及び個人会員、賛助会員、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
 - (1) 正会員は、当法人の目的及び趣旨に賛同した医療施設（病院・診療所・介護老人保健施設・歯科診療所等）と福祉施設（介護老人福祉施設・障害者更生援護施設等）の代表者または代表者より委任を受けた関係者。
 - (2) 個人会員は、当法人の目的及び趣旨に賛同した個人。
 - (3) 賛助会員は、当法人の事業を資金面で援助するために入会した個人及び団体。
 - (4) 特別会員は、当法人の向上発展に寄与するために理事会が必要と認めた者。
3. 会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(会費等)

第6条 会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 会員は、毎事業年度開始後1ヶ月を経過した後に退会の予約をした場合は、当該事業年度の会費を納めなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び個人会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2. 既納付の経費については、その理由の如何に問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退社することができる。ただし1か月以上前に当法人に対して、退社の予告をするものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 3年以上会費等を滞納したとき
- (2) 総社員の同意
- (3) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (4) 死亡または会員である団体の解散
- (5) 除名

2. 会員は、前項の資格を喪失したときは退社するものとする。

(除名)

第10条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招 集)

- 第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて招集する。
- 2. 定時社員総会は、法廷に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
 - 3. 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
 - 4. 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(開催地)

- 第14条 社員総会は、理事会で指定された場所で開催するものとする。

(決議の方法)

- 第15条 社員総会の決議は、一般社団・一般財団法人第49条第2項に規定する事項または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

- 第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(社員総会の決議の省略)

- 第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等) ※項目の追加

- 第18条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議決権の代理行使)

第19条 社員またはその法廷代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会後ごとに代理兼を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該総会に出席した会長が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第21条 当法人には、理事、監事及び理事会を置く。

(理事及び監事の員数)

第22条 当法人には、次の役員を置く。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 会長 (代表理事) | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 常務理事 | 若干名 |
| (4) 理事 | 60名以内 |
| (5) 監事 | 5名以内 |

(理事及び監事の資格)

第23条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足らないときは、第1項によるものとする。

(選任等)

第25条 当法人に代表理事1名を置き、理事会の決議によって選定する。

2. 代表理事を、会長と称する。
3. 会長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
4. 副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
6. 常務理事は、会長の指示をうけて業務を分担処理する。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招 集)

第30条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等) ※項目の追加

第34条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法(電子メール等)をもって表決することができる。

(職務の執行状況の報告)

第35条 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第36条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び監事が署名または記名押印する。

第6章 評議員会および委員会

(評議員会)

第37条 会長は必要に応じ、理事会の議を経て、評議員会を設置することができる。

2. 評議員会は、会長が招集し、理事会の諮問に応じ必要な事項を審議する。

(委員会)

第38条 会長は、事業達成のために必要な委員会を理事会の議を経て設置することができる。

2. 委員会は、会長から委託された事項を処理する。
3. 委員長は、会長が選任する。
4. 委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。
5. 委員会は、その会議の構成する社員または役員の過半数の出席をもって開会することと

する。

6. 委員会の議事は、この定款に別段の定めのある場合のほか出席者の過半数の同意をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長がこれを決する。

第7章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

第39条 当法人に名誉会長をおくことができる。

2. 名誉会長は多年にわたり会長の職にあって当法人の発展に顕著な功労のある者に対し社員総会の承認を経て推戴する。
3. 名誉会長は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第40条 当法人に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、当法人に功労があった者または学識経験者の中から理事会、評議員会の議を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

第8章 基金

(基金の募集)

第41条 当法人は、社員または第三者に対し、一般社団・一般財団法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第42条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第43条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第44条 基金拠出者に返還する基金の総額については定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第9章 解 散

(解散の事由)

第45条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 社員が欠けたとき
- (4) 法人の破産手続き開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(解散による精算)

第46条 本協会が解散等により清算する場合において残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て国、もしくは地方公共団体または公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(法人の継続)

第47条 前条第1号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

2. 前条第3号の場合においては、理事会の承認により新たに社員を加入させて、法人を継続することができる。

第10章 計 算

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(余剰金)

第49条 本協会は余剰金の分配を行うことができない。

第11章 附 則

(定款に定めのない事項)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法その他の法令の定めところによる。

(定款変更)

1. 第1回改正 平成15年12月28日 平成15年度臨時総会
2. 第2回改正 平成16年 5月29日 平成16年度定時総会
3. 第3回改正 平成21年 5月15日 平成21年度定時総会
4. 第4回改正 平成24年 5月18日 平成24年度定時総会
5. 第5回改正 平成25年 5月17日 平成25年度定時総会
6. 第6回改正 平成26年 5月16日 平成26年度定時総会
7. 第7回改正 平成30年 5月18日 平成30年度定時総会
8. 第8回改正 令和 3年 3月 5日 令和 2年度臨時総会
9. 第9回改正 令和 6年 5月29日 令和 6年度定時総会
10. 第10回改正 令和 7年 5月28日 令和 7年度定時総会